

議 事 録

会議名	平成24年度 第1回寒川町都市計画審議会		
日時	平成24年10月29日(月)午後2時	開催形態	公開
場所	議会第1会議室		
出席者	<p>委員：宇條委員、右城委員、佐藤委員、早乙女委員、古山委員、藤沢委員、中村委員、藤井(美)委員、加藤委員、金子委員、宇田川委員、島村委員、木下委員、藤井(樹)委員</p> <p>事務局：前原都市建設部長、 常盤道路課長、西島主査、山本主任技師 佐々木都市計画課長、廣田副主幹、米山主査、 小林主任技師、佐藤主任技師、 (欠席者：大川委員)</p>		
議題	<p>(1) 高度地区案について（報告）</p> <p>(2) (仮称)湘南台寒川線について（報告）</p>		
決 定 事 項			
<p>1. 開会</p> <p>(都市建設部長) みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより平成24年度第1回の進行を務めます、都市建設部長の前原でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>えー、本日は始まる前にですね、若干の確認事項等をさせていただきたいと思えます。まず、お手元に配布の資料でございます。一番上に、本日の会議次第。それから、その下に委員名簿、それから、都市計画審議会条例があると思えますが、よろしいでしょうか。またさらに、その下にですね、右上に資料1と書かれました、高度地区案の議題の資料、その下にですね、資料2と書かれました、(仮称)湘南台寒川線のスライド資料、よろしいでしょうか。また、本日の出席委員さんは13名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件をみたしておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>また、寒川町自治基本条例の施行に伴いまして、町が開催する審議会、及びそれに</p>			

準ずる会議につきましては、原則として公開することになっております。従いまして、本審議会におきましても傍聴希望者につきましては、個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、審議会等の議事録につきましては、これまで通り議事録を作成しまして、委員の皆様方のご確認をいただきましたのちに、ホームページ等で公開させていただきますので、合わせてよろしくお願いいたします。

それでは、本日は一部委員さんの変更がございますので、会議を開催する前にですね、自己紹介を委員さん、それから事務局の方もさせていただきました上ですね、そののちに会長のご挨拶をいただき、会議に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。では、自己紹介を始めますが、先ほどの名簿の順番にですね、自己紹介をしていただければと思います。よろしくどうぞ。

(各委員) 【委員自己紹介】

(都市建設部長) どうもありがとうございます。では、事務局は、わたくし前原都市建設部長、佐々木都市計画課長、それから常盤道路課長でございます。他の職員につきましては、その都度ご紹介させていただきます。よろしくどうぞ。

それではお時間をいただきました。中村会長からご挨拶をいただきまして、続きまして、議事進行をしていただけたらと思います。よろしくどうぞ、よろしくお願いいたします。

(中村会長) 横浜国大の中村でございます。会長職をさせていただいております。専門は都市計画、そして交通でございます。国内も、それから海外も色々なことをやっておりますが、このところは、ちょっと公共交通のことが多くて、この町でも少しお手伝いさせていただいてますけども、都市計画全般を勉強しております。その中でお伝えできればと思っております。

それでは早速ですが、報告事項にいきたいんですけども、最初に1名、傍聴者がおられるということです。傍聴者の入場とのことですが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議無し。

(中村会長) はい、ではよろしくお願いいたします。

【傍聴者入室】

(中村会長) 本日の会議次第でございますけども、報告事項が2件でございます。都

市計画審議会として諮問される審議事項というのは、本日時点ではございません。この後、今日出てくる二つの報告事項に関しては、次の会議だと思えますけども、諮問がされます。今日は、その報告事項についてご説明いただいて、その中身について意見交換、質問をするという場になると思えます。

(1)の高度地区案につきましては、過去ここで何回か議論をしております、今回はもうパブリックコメントも終わった段階での話のおさらいと、少し分かりやすい説明をお伝えすると聞きましたので、その話を聞きながら、少し意見交換をし、それから、(2)に関しては、これは多分今日初めて出てくる、この場では案件です。それに関してご質問をいただいて、意見交換をするということなので、途中で多数決を取る等のことはございません。町の方から出てきた案に対しての意見交換、ということでご理解下さい。

はい、それでは最初でございますが、高度地区案について、資料説明をお願いします。

(都市計画担当主査) 【資料1の説明】

(中村会長) はい、ありがとうございます。この案の説明に対して質問等がございましたら、はい、お願いします。

(宇田川委員) 適用の除外の、制限の緩和。都市計画案の概要の(5)ですね、防災上公益上やむを得ない建築物または周囲の状況に、市街地環境上支障がないもので、町長が都市計画審査会の意見を聞いた上での、この「都市計画審査会」というのは、都市計画審議会とは別のものなんですか、それとも同じものなんですか。

(中村委員) はい、事務局どうぞ。

(都市計画担当主査) 大変失礼しました。「都市計画審議会」の誤りでございます。本審議会のことを、こちらに。

(中村会長) はい、我々のこの会ですね。

(都市計画担当主査) 大変失礼しました。

(中村会長) よろしいですか？はい、他に質問、ご意見ございますか。

(藤井(美)委員) 素人の質問で申し訳ありません。1番の適用除外の話ですが、地区

計画による建築物高さの規制を優先させるというのは、地区計画と認定したところができますよね、この建物の高さで非常に高いものができるというときに、この、高度地区、高度計画…あの、ごめんなさい、高さ制限を設けたところよりも高い計画を、例えばこの地区計画で作った場合に、それを認めるということですか？

(中村会長) はい、答えて下さい。

(都市計画担当主査) 地区計画で、あの、当然地区計画をかけていくわけですから、本審議会にもかけていきますし、縦覧等もかけていきますので、周辺とあまりにも不都合だとか、上位計画と合わないとかいうときには…

(藤井(美)委員) というときには、審議会が認めなければいいという話で。

(都市計画担当主査) その辺は個別の検討を…

(中村会長) 質問に対しては、多分イエスですよ。ただ、地区計画というのは、ここで十分に審議して決めますから、そういうことが起きるっていうのは、ここでその地区計画で、例えば100メートルを認めたということになりますから、ここだとずいぶん前段階で議論すると。

(藤井(美)委員) すみません、もう一点。そのすぐ下の3の大規模修繕っていうものの定義はどういうことになるんですかね。例えばこの、新築とか増築とか大規模修繕って言葉があるんですが。えー、大規模修繕ってなんか、高さを変えることもできるような大規模修繕もあり得るような気もするんですけどね。

(中村会長) はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) 私もちよつと建築専門でなくて、もし間違えてたら補足して欲しいんですけども、大規模っていうのはだいたい過半を超えるものを言う…

(藤井(美)委員) 半分以上。

(都市計画担当主査) ええ。修繕っていうのは、もとの、例えば外壁が弱ってきていたら、板張りの外壁だったら同じ板張りで直すというようなことで。もう一つ、模様替えっていうのは、例えば今まで板だったものが、今度タイル張りにするとかっていう、完全に元に戻すのではなくて、少し機能が…

(中村会長) それぞれ言葉の定義はありますよね、建築基準法で。修繕というのは、階高構造物、形状、こっからですね。わかりませんから、修繕で高さが高くなるというのは無いと。

(藤井(美)委員) ああ、そうですか。

(都市計画担当主査) ありがとうございます。

(中村会長) はい、じゃあ、宇條さん。

(宇條委員) 適用の除外の制限の緩和の措置の、制限の緩和のところの(2)の、一番下のところの、緩和レベルを各一段階程度とすると。どういう…

(中村会長) これ、わからないですよ。はい、教えてください。

(都市計画担当主査) 高さが、先ほど示されている一番低いところが12m、次が15m、20mと31m。こちらは実際都市計画の図書の中では第一種、第二種、第三種、第四種というような決め方になってくる、次回、諮問答申のときにそういった書き方になってくると思うんですけど、その12mのところでしたら、15mまで。15mのところでしたら、20mまで。一段階緩和すると。そういうことです。

(中村会長) 都市計画の中で、高度地区に関しては定義があって、この資料の、このページのここだと思うんですけども、12、15、20、31でしたっけ。そういうふうに段階が決まっていると。その段階を一段アップすると。そう説明したいんですよ。

(都市計画担当主査) はい。ありがとうございます、すみません。

(右城委員) はい。

(中村会長) はい、右城さん、どうぞ。

(右城委員) ちょっと初めての出席でよくわからないので、今ここに書いてある、今ご説明のあったこととはちょっと、はずれると思うんですが、前回いただいたときに都市マスタープランっていうのを一緒にいただきましてね。その中に「人が環境と共に生きるまち湘南さむかわ」っていうキャッチコピーが書いてある。で、町長のご挨拶

拶の中にはですね、東海道新幹線だとか、あるいはツインシティだとか、さがみ縦貫ということが入っている。そういう中で、町としては寒川町の将来をどういうふうにしたいのかっていうような基本的な考え方って、まずあるのかなと。

で、その一番大きなポイントは何かっていうと、寒川町の人口っていうのは4万6千から7千の間をいったりきたりして全然増えてない、で、いろんな方に聞くとですね、少子高齢化だから減ることはあっても増えることはないぞ、という話はあるんですが、たまたま私どもの自治会で若い方が引っ越してこられて、話を聞いてみると、今まで平塚に住んでいたんですけども、非常に防犯上良からぬ地域なんで、寒川の町へ来た。そういう、まあ、世代的に見ても若い方を受け入れられるような町の有り様をですね、考えていかないと。ま、人口を増やさなくてもいいというのであれば別ですけども、増やさなくていいってことは、どんどん減って行って衰退しかないだろうという気がするんで、その辺の町の基本的な考え方はどうなっているのかというのがですね、どうもちょっとよくわからない。

で、話が出てくると必ず水と緑のまち湘南さむかわとかですね、なんとなくその、抽象的な言葉だけで言葉が踊っててですね、じゃあいったいどうしたいんだい、っていうのが本当に見えないもんですから、その見えない中で高度地区がどうだのこうだのと言われてもですね、なんとなく、ちょっと初めてなんでわからないんですけども、ピンとこない。人口が増えないなら、今みたいな話ですっといけるんですけども、これから人口がどんどん増えてですね、寒川町が寒川市になるとかですね、いろんな形になったときにほんとに今の状態でいいんだろうかっていうのがすごく疑問に残ってまして、何もわからない中で、出席したらそういうことだけは聞いておきたいなど、そう思っておりますので、よろしくお願いします。

(中村会長) じゃ、町全体の考え方と、それからそれと、高度地区の考え方のつながりも含めて。町の方で答え願えますか。

(都市計画課長) はい。色々ご質問の中で、今回の高度地区の指定の関係でございますけれども、先ほど人口の関係、それと若い人たちの定住指向といった中で、町の国勢調査の人口の関係でございますけれども、ここで捉えてみますとですね、平成22年度の国勢調査では日本の人口は減少しており、近い将来、神奈川県でも人口が減少するというようなことが予想されており、人口増加策と同時にですね、やはり住み続けていただく施策も大変重要と考えております。

また、隔年で町の方で実施しております「すみよいまちづくりアンケート」の「長期的な視野で、寒川町の方向性は」との設問につきましては、「住環境のまち」というような回答がですね、常にトップであるということもございまして、高度地区により良好な住環境を維持することにより、安心して住み続けていただき、持続的に発展

させていくと、必要があるというように考えてございます。また、人口増加策というようなことに対しましては、現時点では、既存の人口を維持するというような他ですね、これからいろいろと拠点整備等の中で、新しいまちづくりの中で増加を図りたいというふうに考えてございます。

(中村会長) ちょっとわかりにくいんですけども、今、寒川町で公式に決まってる総合計画であるとかマスタープランでは、将来の人口についてはどういう想定なんですか。それはわかりますか。増えるつもりなのか、安定なのか。公的な文書でどう書いてあるか。はい、どうぞ。

(都市建設部長) 人口についてはですね、今の総合計画につきましては4万8千人。前回の改訂前の時は5万3千人でやってましたけれども、今は、先ほど課長が説明したような社会情勢等踏まえてですね、落としてあります。

(中村会長) 現状よりは微増のイメージ。

(都市建設部長) そうです。微増をイメージですね。

(中村会長) けして、減らしてこうということを言っているわけではないと。

(都市建設部長) 減らしていこうということはございません。

(中村会長) はい。それで、もう一つ今のコメントいただきたいんですけども、その前に確認をしておきたいのは、この高度地区というのは、人口を減らす策ではない、という理解ですか。これは、上のところにも書いてありますけども、市街地の環境を維持し、土地利用の増進を図る、ということで、高さのルールを決めていくということですが、今の容積率の規定を著しく、こう、いじめる規定ではなく、まあ若干バッテイングはするにせよ、適切な高さを守りながら土地利用を、具体的に言うとそのマンションが建つときにすごい高いのが建たないで、ある程度の所までは良いというルールを明確にしていくことでバランスを取っていくというふうに聞いていて、必ずしも、なんかぱっと聞くと高さを抑える、じゃあなんだもう開発させないって読めちゃう人もいるかもだけど、そういうものではないという理解で良いですか？はい、どうぞ。

(都市建設部長) 会長が言われるとおりでございまして、高度地区のルールというのは、町の総合計画にもございますようにですね、快適な住環境をとにかく確保したい

と、そういうことからの発想でございます。人口抑制のための施策ではございません。よろしく申し上げます。

(中村会長) この件は、加藤先生の方がお詳しいかな、ちょっとコメント下さい。

(加藤委員) あ、そうですね、はい。町の方がおっしゃってるとおりだと思うんですけども、高度地区で高さを押さえたからといってですね、例えば、建物の床面積を減らすということには実はならないんですね。ですので、基本的には人口云々の話ではなくてですね、特にわたくし申し上げたいのは、その、市街地、あの、町の方もおっしゃってたと思うんですけども、定住をですね、促すためにはどうするかっていう話だと思うんですね。定住を促すためには、やはり魅力ある町じゃないといけないと。それがここにあります、市街地環境を維持していくとなっておりますので、多分、都市計画マスタープラン、総合計画でもあると思うんですけども、寒川町の良好な環境というのは、比較的低層で、平面的に広がっていて、それで自然環境も豊かだという、そういうことだと思うんですね。それを実現するための道具立てとして、高度地区があると。それで、それがかかったからといって、高い建物が建てられなくなるんですけども、だからといって、定住するための床面積は減るわけではなくてですね、そういう環境の中で住環境をつくりつつ定住を促進していくということですので、人口は抑制されるということではないというはずです。

(中村会長) おそらく、一番知りたいところにはなっていないんですけども、今日は高度地区の話なので、その関連だけのご理解できるかなというふうに思いましたけど。もし何かご発言があれば。

(右城委員) 確かに、抑制はしてないと思うんですね。それから、先ほどご発言になったように4万8千人に微増だって話がありましたけれど。じゃあその、人口が流入できるような環境、つまり良い環境なら流入する可能性は高くなりますね。そういう環境を整えていけばですよ、ましてその、新幹線の問題であるとか、あるいはツインシティの問題であるとか、さがみ縦貫の問題であるとか、いろんな、その、ポテンシャルの高さをですね、内蔵している地域としてはですね、何か手を打てばね、全体の人口が減っても寒川は増えるって可能性もあるわけですね。

実は私、元々横浜に住んでたんですけど、高校まで横浜にいたんです。横浜の同窓会なんかに行きますとですね、むしろ寒川は無医村かと、よく言われるんですよ。ふざけんなって笑うんですけど、そりゃまあ冗談にしてもですよ、ほんとにいつまでも町でいいのかなと。郡でいいのかなと。今の若い人はですね。そういう認識ってほんとにあるんだろうかって思うんです。で、何を聞いてもですね、人口を増やそうとす

る施策はですね、知ってる限りでは無いんですよ。

要は、自然に、まあ4万8千で微増かもしれないけど、維持できるならいいですよ。何もやらなければ、微増ではなく微減で大幅に減ってくるはずなんですよ。そこをどうやって増加させていくための施策をうちながら、ギリギリ食い止めていけるかっていうのがこれからの、ぼくは課題だと思うんですね。町に突きつけられた。で、その問題がはっきりしないとですね、高度制限がどうたらこうたら、そりゃそのことで減るとは思いませんが、じゃ、もっと大量に増えたときにどうやって吸収するんだと。

で、ちょっとその人口と寒川の面積、ちょっと計算しますとね、平米あたり3.5人いるんですよ。そんな状況の中で、人口が入ってきて増えたときにね、どうやって対応するんだらうと。その制限をかけてですね、動いてて、本当にいいんだらうかと。つまりこれから30年とか50年先の寒川がもっと魅力のある町だとしたらですね、ぼくは今の4万8千でいいなってことはぼくはないだらうと思うんで、そういう意味でその方向も考えながら検討していかなければいけないのではないのかなと、ずっと、これを読ましてもらって思ってたんです。そういう意味なんです。

(加藤委員) ええ、おっしゃるとおりだと思います。この高度地区のお話も、都市計画マスタープランとか色々なものを踏まえてできているはずでして、先ほどポテンシャルの話がありましたけども、そういうポテンシャルのあるところはですね、むしろきちんとした計画を練ってですね、地区計画でですね、高さをきちんと高くしてしまう。そこについては集中的に人口を貼り付けましようとかね、そういうことは、まさにできるわけですね。ですので、まさに人口を制限するようなことはあり得ないというふうに思っておまして、ただ、寒川町の魅力ってなんなのかっていうことはありまして、その中では今までの検討経緯にございますけれども、マンションがとんでもないところに、とんでもないふうに住ってしまうことはですね、やはり、防ぎたいという町民の意見もあると。それを担保するために高度地区はあるのかなと、わたしは位置づけています。

(中村会長) はい、今日のところはこの高度地区に関してのところですから、ただ、問題提起というのはすごく大事なことだと思ってます。したがって、この都市計画審議会の場っていうのは、私が会長になる前からそうだと思うんですけど、報告の回が割と多いので、その時ごとに大丈夫ですので、継続的に議論していきたいと思えます。はい、それで、この高度地区案についてのご質問に戻りたいんですが、他にございますか。だいたい議論した話ではありますが、もしあるようでしたら。

(早乙女委員) じゃ、何点かですね、お聞きしたいんですが。まず今の議論の中でね、人口の伸びる可能性がないとっていうその計画が微増だっというのがね、あくまで

総合計画の範囲内なんですね。総合計画というのはたかだか9年後までの計画でしかないわけですよ。で、そういった中でね、微増だっていう話であって、将来に向けてどう町を発展させるんだっていうのが無いんですよ。これは会長もおっしゃってましたけども、寒川町は今後、町はどうするんだという議論についてはですね、基本的に今のところ無いんですね。まあ、その一番基本になるのが総合計画なわけですが、それも年度があってですね、たかだか9年後、10年後を描いたものだということですね、ですから、人口もその9年間では増えないという議論をされてるわけですね。

で、新幹線のツインシティができて、少しは増えるだろうと。というふうな計画になってますので、そういった意味ではですね、田端地区とかですね、中心商業地という、寒川駅周辺だけが、大きく捉えられているだけでしてね。基本的にはそういう。あの、減らすことはないとおっしゃるんですが、増やす可能性は捨てるっていうことがあるんじゃないのかなということを私は心配しているんですね。増える可能性を、高さ制限を設けることで、その可能性さえも捨て去ってしまう。そういう危険性はないのかなと、いうことを私は危惧してるんですね。

具体的な例でいきますとね、えー、これページ数がないんで…2ページ目ですね、高度地区の計画案の概要のところですね、以前にも申し上げたんですが、準工業地域についてね、20と31とこう記載されてますが、住居系を作るときは12mの制限だということなんですね。私はこれは31でいいんじゃないかと。あるいは20mで。一つは、例えばこういう工業系のね、準工業系のところに、例えばマンションを建てるとしますとね。マンションじゃなくて工場が例えば建ったとしても、高さとして31mまで許容されるのであれば、日照権とかね、いろんな面で言うと、なんら、住居系だって31mでいいんじゃないかと。

それともう一つ、そう申し上げる理由としては、例えばマンションというのは住居系をここに建てたとすると、工業地域との緩衝地帯としてもなるんじゃないのかなと思うわけですよ。騒音とかいろんな要因についても、これがあることで、よりその範囲外の人にとっては、メリットが出るんじゃないかと。そういうことはないのかなと、いうことをお聞かせいただきたい。

(中村会長) いくつくらい質問ありますか？ 一個ずつやりましょうか。どうしましょう。なければいっぺんにやりますけども。

(早乙女委員) いくつもあるんですが、一個ずつで。

(中村会長) はい、じゃあ一個ずついきましょう。はい、じゃあ事務局、今の点、前もちょっとあったような気がしますけれども、準工、工業のところの12の数字のところについて。はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) はい、以前も説明させていただいたんですけども、やはり住居系の用途地域は12mで、準工、工業ですとか、その辺も住宅、集合住宅も含めてもちろん建ちますので、そちらの部分を20、31とかということで、周辺の市ですね、茅ヶ崎ですとか平塚ですとか、2段階でなく、最初は1段階で始めた。そうすると、やはりそこに、他のところ、住宅地には高いマンションが建てられないということで、高いマンションが工業地にどんどん、高いマンションが張り付くようになってきて、工業に大きなマンションができて、人がたくさん張り付いて、操業環境が悪くなって出ていってしまっているという、悪循環がありまして、近隣市でもあわてて、こういった2段階の数値の規制、数値に変えてるというような経緯もございまして、寒川町としても、工業、用途地域の中で約4割で、県下でも1、2を争うくらい大きな、土地利用の中でウェイトを占めてるところなんで、その操業環境はしっかり守って、なるべく工業地に住宅、集合住宅を建てれば高く建つとかってというような状況は避けたいということで、こういった2段階の、他の住宅地と、住宅については同じ高さの制限値にしたという経緯があります。

(中村会長) はい、こういうお答えですね。

(早乙女委員) まず、工業系が出てくって話ですけどね、12mの住宅が張り付いたら、工業系は何もしないですむんですか。と言いますのはね、私会社員で、工業の製造業の会社員なわけですが、現状見たときにもですね、周辺からのいろんな問題点の指摘があれば、それは当然対応せざるを得ないんですね。せざるを得ないんですよ、実態として。それが、12mって制限したからね、その対応が緩くて済むってことはあり得ないですよ。より、可能性としてですよ、床面積を多く、3階建てとかになれば、それだけ床面積多くとれるわけですから、当然人口増を見込めるわけですよ。可能性をね。そういうことまでこういう規制をすると、制限しちゃうのではないのかなという心配をしてるわけです。

(中村会長) これはあれですね、多分、加藤先生が色々おっしゃっていただくのをちょっと待っていて、事務局にね、準工業地域っていう場所をどうしたいかっていうところをまず、ぽんと言わなきゃいけないです。どうです。準工業地域って場所に対して。いや、これ、都市によっては、工業地域ってせつかくいろんなものが認められているんだから、どんどん住宅を増やそうって、言いにくいんだけど言い切っちゃってるところもあるのと、逆もありますけど、寒川で準工業地域というものを、どうしてかってことになってるんですか、今。はい、どうぞ。

(都市建設部長) 町といたしましては、やはり、準とはついてますが工業地域と。町

の中心部にもですね、準工業地域が張り付いておりますけども、やはり町の一つの特性としましては、工業が操業しやすい環境というのがあるかと思えます。そういったものをやはり守っていききたいなと。というのが、町としての。

(中村会長) 少しコメントいただけますか。

(加藤委員) はい。やはり、準工業地域を町としてどうしていくかっていうお話ですけども、一般的に都市計画上の基本的なお話でいきますと、準工業地域、工業地域というのは、工場等の環境にふさわしい状況をつくりだそうとなっているわけです。その中で、住宅、マンションが建ってくるというのは、むしろおかしい話なんですね。

何がおかしいかという、一番大きいのがですね、確か、日影規制がないですね。日影規制がないということは、マンションが建ってもですね、そのマンションの日照が確保できない、ですね。ということは、そのマンションに住む人はずっと日影のまま暮らすということを感じながら住むという、そういう基本的なお話があるんですね。ですので、そういう定住人口がそのマンションに張り付くかということですね、まあ、ここは便利だから住もうという人も出てくるかもしれないですけども、結局はですね、若いときだけ住んでですね、それで少し、子育てにやっぱり暗くてまずいなとかいろんな状況になって、また転出していく。一時的なマンションにしかない可能性も実はあるんですね。

ちょっと話が細かい部分にいてしまいましたけれども、ですから、いろんな都市では工業地域の中に大きな工場が、まあ経済も低迷しておりますので、転出した後に、けっこう事業者がそこを安く買ってマンションを建てたりして、一時的には人が住んだりするわけですね、それはまあマンション買った方が安いですからね。でもそれは、望ましい形ではないわけですね。それをあえてですね、それを認める方向でというか、もともと認められてはいるんですけども、そういう意味ではですね、いろんな面から住宅系については別のルールでというような考え方でこの辺が入ってきているということをございます。他でもですね、もう、とにかく困るので、他の都市でも住宅系については低く抑えてですね、非常によくやられています。

(中村会長) 準工業地域というのは割と問題が多く、そもそもこんな地域無きゃいいなと私は思っていますけども、住宅は住宅って言えばいいし、マンション街はマンション街って言えば良いんですけど、工場はいい、何はいいと、この表にも書いてありますけど、そういう場所が日本の法律にあること自体がとは思いますが、そこを変えるにはまだちょっと力もないし、なかなかできない。この準工業地域という制度の中でどうしようかっていうところで、今加藤先生も多分、神奈川県内の多くのところではそうであるというふうに思いましたけれども、なんとかして質の悪いマンショ

ン、質の悪いというのは、周りに対して住環境の悪いマンションが増えることを押さえる方向、むしろ住んで欲しいのは、これでいけば、中高とか住居系の用途地域の所に住んで欲しいというふうに持っていく方が、都市計画的には落ち着くと。はい、どうぞ。

(早乙女委員) ただ、土地利用という意味ではね、やっぱりすごく少なくなるんで、不利益になるのかなと。私は思うんですけどね。

(中村会長) この件はこれくらいにして、次いきましょう。

(早乙女委員) 例えば、制限の緩和案のですね、(2)、一段階あげるってやつありましたね、これはどこまでできるんですか。20のやつは31までなるの？31のやつはそれ以上の高さってあるんですか？

(中村会長) さっきのと言うと、20は31になるんですよね。31はどうなるんですか？はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) 31については、緩和はしないということで。今現在31m超えてる建物は町内に1万7千棟近くあって、4棟だけで、というところと、主に商業の発展についてのご意見が非常に多くてですね、そちらを想定しておりまして、工業施設についてということではなくて、こちら文字では商業等の産業と書いてあるんですけども、31使ってるのは工業系の用途地域だけなんで、そこは市によって45にしているところと、そのままのところがあるんですけども、寒川町の場合はそのまま、最後の31mにつきましては、次の段階というのではなくて、そのままというふうに、今のところは考えています。

(中村会長) 31が最大と。はい。

(早乙女委員) そういう意味では、先ほど申し上げたとおりね、製造業に携わっている者としては、そこだけ制限されるんだと、こういう解釈をしろってということですね。よりね、高く緩和を求めたい、ということはできないと。まあ、そう解釈するんですけどね。そうしろとおっしゃっているということですね。それから、そこですね、産業の振興と言ったときに、まあ商業系だけの一のこの一と言ったけど、ここであの、敷地面積がどの、前の道路の幅員がどのこの一といろいろありますが、茅ヶ崎の都市計画のあれではですね、高さ制限については、道路の大きさによってすでに緩衝地帯的にですね、15mっていう区域を設けてますね。それを設けない理由

ってのはどういうことなんですか。

(中村会長) はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) はい。一番最初に説明させていただいたんですけども、寒川町は、まあ周辺市も神奈川県全てなんですけども、用途地域と連動して高さ、高度地区の方定めているんですけども、寒川町の方が沿道で定めている用途が非常に少なくです、ごく一部だけという状況です、沿道についてもっと活用すべきじゃないかというご意見をいただいている中で、一応、同意をいただく神奈川県に相談もして、用途にかまわず沿道で高さ指定ができないかというのも相談はしているんですけども、それは非常に困難だというようなこともございまして、こちらの、ある一定の広さの、沿道の用途がつくような、そういった道路の、8mですとかそういったメーター数を決めて、そちらの何m以上接道している部分については同じようにですね、少し緩和できる。考え方としては、沿道で用途地域があるところは、その部分の高さを高くしてというのと似たようなものを、個別で審査していくというような考えであります。

(早乙女委員) よくわかりません。

(都市計画担当主査) すみません、わかりずらくて。

(中村会長) 一所懸命解釈して要約すると、広い町道のない町の中で、えーと、あれですか、共通のルールを茅ヶ崎と同じように…ちょっと、神奈川県に相談して難しいと言われたからというのが一番わからなかったんですけども。

(都市計画担当主査) そうですね。沿道の用途地域じゃないところですね。沿道で、高度地区だけ沿道で何mと定めるということですね。茅ヶ崎市の場合、沿道で高さが一段階、15mが20mになってるってお話で、それは沿道の部分が、後ろが一中高で、沿道の部分が一住なり準住居なりってことで定められてるところが非常に多くです、その部分については一段階、後ろが12で、道路のところは15m、そういった形で定められて、後ろが15のところは、道路に面しているところは20mとか、そういう定め方が、用途地域と連動した形でできてるんですけども、寒川町の場合、沿道から後ろに関しても、ほとんど沿道で定めている用途地域がないものですから…

(中村会長) もともとの用途地域の指定の仕方とか、やり方が違ってて、幹線道路があつて沿道だけある用途で、次はこうだつていう段階になると、高度地区の指定

を入れやすいんだけど、寒川にはそもそも用途地域、確かにそうですね、沿道とはあまり関係なくベタっとなってる。だから、茅ヶ崎と同じやり方はできないと。そういうことですか。

(都市計画担当主査) はい。

(早乙女委員) だとしたらね、むしろ、そうすべきだと思うんですよね。茅ヶ崎のように。

(中村会長) あ、用途地域を見直すと。

(早乙女委員) はい、見直して。

(中村会長) ここではできないですけども、用途地域を見直すかどうかは別の案件…

(早乙女委員) そういう形を。で、結果的にですね、要するに曖昧なものをですね、県なりが判断して、最終的に結論を出すっていうようなことですよ。それは非常に、事務仕事上だって煩雑ですよ。この方がやりやすいってことでしょうかね。本来ルールがある程度決まっていれば、それに照らし合わせてね、計画も作りやすいわけですが、逆にこれ商売の方考えたら、いちいちその、確認しないと、対応がとれないということになりますよね。

(藤井(美)委員) ちょっと今のに関連して。今のご質問に関連して、私の印象としては、住民とのトラブル等がマンションとあって、その高さを、市民の多くのマジョリティの意見としては、低くするのは寒川としては得策だろうと。周りもそうだし、周りの市町村もそうしてるから、流れとしてはこうだろう、ということだろうと思うんですけどね、ただ、さっきもお話ありましたように、都市計画審議会での決定、またはその意見を町長が聞いてという項目がすごく、緩和にしても適用除外にしても増えていて、あえて行政指導がすごく増えちゃうっていうか、実質上はまあ、その、運用基準の概要ってのに、これに具体的に埋められるんだと思うんですが、ここに書かれた文章できちっと基準が運用されることになるのかもしれませんが、現実はお役所のご専門家の方が多分、こういうのを見ながら申請されたものを一件一件審査して、都市計画審議会に諮って、これでよろしいでしょうかって話になるんだろうと思うんですけど、都市計画審議会ですべてひっくり返っちゃう議論ってのはなかなか、そんな時間もなかなかとれないし、専門でない人もいらっしゃるわけだし、利害関係が激しけりゃいろんなバトルもあるかもしれませんが、だから、結局なんか、行政側

が一件一件審査して、認めるか認めないか、緩和するかしないかっていうのを判断するっていう、その裁量権が増えてることになりませんか。その辺をちょっと、今のに関連してお伺いするわけです。

(中村会長) わりと、質問の共通点は、事務作業が増える方向にいとっていると。それは否めないと思いますよ、確かに。ただ、それでも高度地区を、周りの自治体との関連もあるし、町の中でも、まあとにかく、いったん定めなければいけないっていう状況には追われてるんだと思いますけども、もしなにか答えるコメントがあれば。いいですか。はい、じゃあもう一個。

(加藤委員) 同じ部分なんですけども、制限の緩和にしろ、それから適用の除外にしろですね、これを認めていく運用基準というのをですね、検討するというふうになっておまして、その項目を見るといろんな項目がありましてですね、けっこう、これを数字で決めるのは大変かなという気がするんですね。場所場所によって相当違うと思うんですね。ですので、これはルールを決めて行政の方でこれがマルバツ、これがマルマルマルだからいけますというようにはですね、なかなか言えないと思います。

ですので、それこそ今ご意見もございましたけれども、例えば、都市計画審議会といってもですね、ちゃんと図面の読めると言いますか、そういう専門部会を設けるとかですね、そんなことをしてですね、きちんと審査をしていくと。で、これだったら高さを超えても良いんじゃないのというものが、あることはあると思うんですよ。でも、これはまずんじゃないのというのものもあるだろうし、それをですね、きちんと専門的な部分でですね、審査をできるようなシステムを作って、項目立てをして、その項目立てもですね、非常に定性的、数字じゃなくて定性的なものでですね、きちんと判断していくような、そういう仕組みを作っていきまらうなということもちょっと感じておりますけれども、その辺も町の考え方を。

(中村委員) そうすると、じゃあ、結果的に早乙女委員か加藤先生のこと踏まえて、いったん事務局の町へ投げますが、どうですか。まあ、今日すぐにはイエス・ノーというのではなくて、実際これを運用するときかなり課題が多いんじゃないかというご懸念です。共通であるのは。それに対して、やっぱりこの先、審議会に上げていくにあたっては、もうちょっと具体的に実行可能で、かつ、町民のためになるのがどこらへんかというところは、やっぱりもう少し考えて下さい。特に最後、加藤先生がおっしゃったように、ほんとに審査をちょっと…我々ももちろん、やるならみんなががんばるとはいえ、具体的にやらなくてもその、専門部会あるいは専門委員を雇ってやって、それをここで持ち上げて議論するとか、仕掛けがわりといるだろうと。逆に言うと、今のままだこの仕掛けが非常に心許ないということだと思いますので、

そこも含めて考えていただけると。よろしいですか、そこ。で、早乙女さんはまだ質問があるかと。

(早乙女委員) ああ、いえ、すみません。とりあえず。

(中村会長) とりあえず。では、その他、この高度地区に関してございますか。よろしいですか。

(島村委員) すみません。

(中村委員) じゃ、はいどうぞ。

(右城委員) 先ほどから何回も出てるんですけど、この中で、除外と制限の緩和で、例えば2ページ目はわかりやすいですけど、バリアフリーは良いとか、環境上支障が無いっていうのはわかります、右の方は市街地環境の整備、改善に資すると書いてあってわかりやすいんですけど、気になるのは制限の緩和の案で、この赤い文字なんですけどね。制限の緩和は全て町長が許可するものと、こう読めるんですが、普通ですと、高さ制限を超えたものはダメで、しかしながら、とかね、普通そういう言葉がね。やむを得なく審議会の意見を聞いた上で町長が許可したものはその限りではないとか。これ、素直に読みますと、制限を超える既存建物は、その高さまでオッケーですよと、まあちっちゃい字でただしと書いてあるんですが、これはなんか、基本はダメで、ただし意見を聞いて許可したものはというふうに、まあ役所でしょう、そういうふうにつくるのは。

(中村委員) そう、思います。

(右城委員) ちょっと、少し加えた方が。ただし書きなんだけどとか、わかりやすいと思います。

(中村委員) しかも、赤字でゴシックで太くすると。ちょっとだめですね、これね。見た人が。もちろん、そういうご意志じゃ無かったと思いますけども。

(都市計画担当主査) ちょっと法令の文章を気をつけます。はい。ありがとうございます。

(右城委員) それともう一点、緩和の件でさっき31mを超えてるところが町内で4

件しかない。だからっておっしゃってたと思うんですよ。で、だからそのまま良いんですか。例えばね、もし入れるのであれば、なんかそのことについて入れておかなければいけないんじゃないかと思うんですよ。4件だから、それはもう、成り行きでいいよと。どうもなんか話を聞いているとですね、なんだろうな、茅ヶ崎がこうしてるから、近隣はこうしてるから、じゃあ寒川はどうしたいんだよというのが、それが見えてこない。そこがどうもね、不満なんですね。すごく。寒川は寒川として、寒川の実情にあったものでこうしたいんだというのがないとね、物件4件だから、それ以上のことは考えなくていいよみたいな形で、ほんとにいいのかなあって思うんですけども。どうですか、必要ないですかね。

(中村会長) はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) すみません、ちょっと言い方がですね、大変失礼しました。寒川はやはり特徴的ですね、低層の住宅と、あと産業、あと工業等のということで、非常に特徴的で、住宅の部分は非常に低層で、工業の部分は31mということで、高さについてもかなり、他の町村と比べるといろんな数値使ってますね、特に工業系が31mを使っているのは、かなり寒川の特長が出ている部分と考えております。市町村によってやっぱり状況が全然違ってます、大磯町ですとか葉山町ですと、最高で15m、全ての用途で最高で15mというような地区もありますし、寒川のように、住居系は低いんですけども、工業系については31mまで許容するというような考え方、寒川の実情と、今4割ほど工業があるという話だったんですけど、引き続き、主力な産業として位置づけていくと、というような考え方が色々入っているということで、ちょっと言い方がすごい、大変失礼したんですけども、寒川の特徴が出ている数値ということで、町の事務局の方としては考えております。以上です。

(中村会長) えーと、難しいところなんですけど、この議論をずっとやっているとずっと続きそうなんですけども、ちょっと、でもせつかくの機会なんで一つ申し上げておくと、もし言い方が間違ったら教えて欲しいんですけども、都市計画区域っていう定義では、茅ヶ崎と寒川は一体なんですよ。茅ヶ崎、寒川で一体の都市として、総合的に整備すると、もう決まっているんです。これを変えようと思うとものすごく大変なんですけど、今のところはもう、それはそう決まっている。で、茅ヶ崎寒川で整備・開発及び保全の方針っていうのが決まっている。だから、いろいろ、特に寒川ご出身の方々の想いはあるにせよ、茅ヶ崎寒川でっていうところで決まっている分には逆らえないものがあるんですよ。これは、事実ですから。私が仮に寒川町民だときくと違うことをわーっと言うけど事実ですので。で、その中の、これは法定の審議会ですから、私、自分の権限で自由な議論ウェルカム、歓迎しますが、現実的には、そ

こまでもう枠で決まってる中で、出てきた案件のことを決めてかなきゃいけないって
いう仕事に関しては、そこはあの、いろいろご意見はあるにせよ、そうでばっかりで
もいかない。

だから、今回この高度地区を定めるにしても、この、都市計画区域の中で、茅ヶ崎
寒川として一体の中で、どう決めていくか。それでも寒川として変えられるところは
少し変えようって部分があるかと思えますけども、そういうご提案だと思うんです。
ですので、この本のですね、4ページに書いてあるんですけど、今見たんですけど、
ですから、その一方で寒川として、先ほどおっしゃったように総合計画はもうすぐ年
次が切れて次いくにしても、都市のマスタープランであるとか、今風に言うところか
らのまちづくりの戦略であるとか、そういうものは、作ればどんどん作っていくべ
きだと思いますね。それは、次の段階で神奈川県が茅ヶ崎寒川の都市計画区域の整備
・開発及び保全の方針を見直していくときの文言に盛り込めるだけの準備を我々はし
なきゃいけない。今はないですからね。で、そういうことは思うんですが、この案件
に関しては、今の中で、先々変えうるだけの、先々のことを踏まえたところは押さえと
きながら、ある程度のところで落とすどこをつけてかなきゃいけないし、すでにもうパ
ブリックコメントその他終わってるところでございまして、これから先いじれるとこ
があればもちろんいじりますけれども、そういう枠組みの中にあるということをご承
知下さい。

あの、もう一件議題があるので、そろそろよろしいですか。では、次の報告。これ
は新規なので、またいろいろ出てくるかと思えますが、はい、説明をお願いします。

(都市計画担当主査及び道路課主査) 【資料2の説明】

(中村会長) はい、ありがとうございます。それでは、今の説明に対してご質問ご
ざいましたらどうぞ。どなたでも。いかがでしょうか。

(藤井(美)委員) 道路も素人だということが改めてよくわかったんですが、環境実態
調査っていうのが、環境影響調査じゃなくて環境実態調査ですから、アセスメントで
はないわけですよ。ルート確定作業に際しての、情報入手だろうと思うのですが、
この最後のスケジュール、今後のスケジュールを見ても、道路沿線の領域、地区の人
たちの話ですとか、そういう人たちが参加するプロセスがほとんど無いんですけ
ども、ということで、まあ、大きな道路ではないということだと思うんですが、このサ
ギの話、サギコロニーの話が一つは、寒川の資産だと思うので、この話をどうするの
かっていう議論も、まあ、もちろん調査されるということなんですけども。調査した
結果が、どこで反映されるんですかね。または、縦覧をして、公告縦覧をする2週間
があると思うんですが、1月、2月ですけども、これで何か意見のある人は言って下

さいという話なのか、そういう、意見提出の話も含めて、フィードバックの仕組みってというのはよくわからないんですが、ぜひ教えて下さい。

(中村会長) はい、じゃあ環境の話と、住民の意見の話を、フィードバックの仕組みですね。はい、どうぞ。

(道路課長) 道路課の常盤です。よろしくお願いします。まず、環境実態調査ということで、アセスという言葉は使っておりません。これは一応アセス、神奈川県環境影響評価の条例には、ここの道路の部分についてはかかりません。この延長がですね、事業の延長が5km未満でございますので、一応任意という形で環境実態調査を行います。サギ類の調査なんですけど、こちらはですね、日本野鳥の会の方たちにメンバーという形になっていただきまして、懇談会を、サギのですね、懇談会というようなものを開いていく予定でございます。その内容といたしましては、一応我々ですね、サギのコロニー、神奈川県で唯一、寒川に残っているという話なんですけど、サギのコロニーから最低でも道路一本分、25mの道路の幅がございます。道路の25mの幅一本分以上は離して、サギコロニーの一番端から25m以上離しているという形で、その状況で道路の線形は変えずに、サギのコロニーと共存をしていくということの考え方、基本的には考え方で懇談会を開く予定でございます。どこで反映という話でございますが、基本的にはその懇談会の中で、サギの専門家の方たちとお話し合いをいたしまして、共存していくと、いう方向に持っていきたいというふうに考えてございます。

(中村会長) それはあれですか、24年度もうすぐ始まるんですか。今年度。

(道路課長) はい。今年度、第一回を予定しております。

(道路課主査) はい、11月に一回懇談会を行う予定であります。

(中村会長) 住民参加の方の話もしてましたけれども、それはいかがでしょうか。住民の意見をフィードバックする仕掛けはどこにあるのかなって話です。

(道路課長) あの一、サギの関係での住民の意見、っていうのは。

(中村会長) サギ以外でも、この道路に関して、住民の方からいろいろご意見があったときに、それを反映するっていう仕掛けが、この図だとちょっと見えにくいんですが、その2週間で全部やるんでしょうかという質問です。

(道路課長) 今の予定ではですね、先ほどちょっと12月に説明会を開くという話だったんですが、今ちょっと県警の協議がだいぶずれ込んでまして、一応12月中にですね、こちらの資料のですね、概略スケジュールのところにございます、計画概要説明会というのを今年度の6月に実施しております。その第2回という形で12月を予定しております。その中で、だいぶ宿題をいただいておりますので、その辺の所で、住民からの意見を聞き取りたいなというふうに考えております。

(中村会長) 確認ですけど、6月にすでに計画概要説明会をされていて、そこでも色々ご意見が出てると。

(道路課長) はい、出ております。

(中村会長) 出た意見に対しての、反映っていうのは、例えば今日のご説明の中ですでに反映されている部分があるということですか。

(道路課長) はい。

(中村会長) それで、このあと12月に、若干ずれるかもしれませんが12月中に。公聴会をもう一回、あ、説明会ですね、開催されて、そこでまた、例えば前いただいた意見はこうしました、と、こう、キャッチボールしていくということですか。

(道路課長) はい。あの、一応今お話ししたのは、今年度の6月に実施しました自治会を対象の説明会というのを、もう一回行います。第2回というのを行います。その後、都市計画の説明会というのを行いますので、2回、一応予定しております。

(中村会長) というのが、わかるとよかったですね。この、どこかで。

(道路課長) はい、すみません。

(中村会長) で、そこで住民の意見が聞けて、その意見に反映して案の修正をし、また議論をして、というふうなものがあると。それも6月から始めていて、今その途中のどこなんだっていうことが、今やっと少し想像がついたんですが、多分最初の説明だとよくわかんなかったですね。

(藤井(美)委員) 6月にやったやつを12月にもう一回やるっていうのは、フィードバックはかかっているわけですか、課長。つまり、計画段階で住民の方々からの意見を

聞いて、それを修正してるわけですか。

(道路課長) 6月の時点で、いくつか意見がございます。その意見の中で、修正をして、12月にある程度発表できる状況にしたいというふうに考えております。

(藤井(美)委員) そこにはだけど、環境実態調査の説明ってのはないわけですよね。説明会には、あまり具体的な情報がなくて、どこを通るか、ここを通すかどうかで、まあいくつか計画みたいな話が行われて、皆さんどうですかという話で、こんなところ通してもらっちゃ困るよとかという話が出てきたという程度の話ではないんですか。

(道路課長) 一応、今日使いましたこの資料と、ほぼ同じものを使っています。その中で、環境実態調査についての説明はいたしました。環境実態調査の報告というか、途中経過を次回説明会でご報告いたしますというようなことも…

(藤井(美)委員) もう、環境実態調査は行われているんですね。

(道路課長) はい。

(藤井(美)委員) で、それはもうご説明されたわけですか。その相談会で。

(道路課長) 次回する予定ですよという話を。

(藤井(美)委員) する予定です、ですよ。だから、実態調査はまだ市民の人は知らないんじゃないんですか。

(道路課長) 実態調査を行いますという話は。

(藤井(美)委員) いや、行いますは知ってますけど、まあ、それは当たり前の話なんですけど。

(道路課長) それを12月に、ある程度できている状況のところまで、12月で報告いたしますということをお約束しております。

(中村会長) そうすると、12月の時には、ある程度できているであろう環境実態調査の話が出てくると。だけど、最終…言葉尻を取るような言い方で申し訳ないんです

けども、最終的な、その自主的な環境の実態調査結果ではないんですよ。

(道路課長) はい。

(中村会長) それは、住民に対してどこで説明するの。

(道路課長) 6月の説明会の時に、環境実態調査についての質問ですね、騒音・振動というようなことを特に質問されました。それについて、ちょっとお答えしていきたいなというふうに考えております。

(中村会長) ぼくの質問は、環境実態調査っていうのをこう、まとめてやっていた項目でやられて、その結果を住民の方に説明するのはいつですかっていうのが質問なんですけど。

(道路課長) 全体ですね、環境実態調査は2ヵ年みておりますので、実際全体が完成するのは来年度になってしまいますので、最終的なところでは、もう来年になってしまいます。

(中村会長) そうすると、その時にはもう我々の都市計画決定はもう終わってるんですよ。この図ではどう解釈すればいいかを教えてください。

(道路課長) あくまでも、これは任意の形での調査なので、事業実施の時にそれが全てできていれば良いという判断で行っております。

(藤井(美)委員) 計画には、だから反映されないということですよ。結論から言うとそういうことですよ。

(道路課長) 反映されるものと、反映されないものも出てくると思います。

(藤井(美)委員) 工事始まっちゃうと、環境アセスメントじゃないけど実態調査だって細かいデータが出たときに工事が始まっちゃうということですよ、事業着手ですからね。それからは変えられないですよ。だって用地買収だって。じゃあルート変えますかっていったら、ものすごい長くなっちゃうですよ、これだって。

(道路課長) そうですね。この環境実態調査によってルートを変えるということは考えておりません。

(藤井(美)委員) むずかしいなー。まあ、地元説明会だから、ワンウェイですよ、だから。ようするに、ご納得いただくという種類の資料であると。いろんなこともちゃんと調べたし、ちゃんとやったので、まあ了解して下さいなんていうことですよ。任意とおっしゃりながら、あんまりやっても意味がないというんでしょうかね、実際の計画のルートのところ、計画のところ、反映されるなら、すごく画期的なことだと思うんですけど。市民が入ってやるのが画期的だと思うんですけどね。

(中村会長) あの、私が町の立場で弁明する必要はないと思うんだけど、お話の中で、6月の段階で実際に例えば騒音や振動に対してはご意見が出たと。たぶん、期待するのは、そういう部分は前倒しで作業をされていて、そこに対してルートは変えられないけども、じゃあ防音をどうするかとか、そういうことは前倒しでやっていただいと信じていいですよ。

(道路課長) はい。質問されたことについては…

(中村会長) いや、そう言っていただきたいんですよ。実態調査としては2ヵ年だけど、住民から出てきた意見の項目に対しては、先に問題を分析して、ルートを変更するとかは別にしても、できる対応ってことは考え、それは都市計画決定に間に合わすという形でこの仕掛けを動かしているってことであれば、納得はできます。

(道路課長) むしろ、そういう考えでおります。

(中村会長) はい、私はそれで。委員の皆様でご質問があればどうぞ。

(右城委員) ちょっとひとつ。

(中村会長) はい、どうぞ。

(右城委員) ちょっとお尋ねしたいんですけど、一番最後から2ページ目かな。幹線街路3・4・4柳島寒川線っていうのは、この赤文字でずっと書いてあるやつの、県道相模原茅ヶ崎線と同じなんですかね。

(道路課長) はい、同じです。

(右城委員) 同じですね。それでちょっと聞きたいんですけど、県道丸子中山茅ヶ崎線ですね、一日の交通量って何台ありますか。

(中村会長) はい、どうぞ。

(道路課主任技師) 道路課の山本です。現状の丸子中山茅ヶ崎線の交通量については、平成22年の交通センサスが提出されてまして、自動車類が12,500台。

(右城委員) 12,500。

(道路課主任技師) はい。

(中村会長) 24時間交通量ね。

(道路課主任技師) 日交通です。

(中村会長) 日交通ですね、はい。

(右城委員) そうだとすると、想定がそれよりも多いわけですよ。18,000台ですから。それで、ここに平面交差って書いてあるんですが、もうすでに例えば丸子中山茅ヶ崎線の私どもが住んでる小谷の交差点はですね、朝大渋滞なんです。で、これがさがみ縦貫につながるということになると、まあ18,000台を多めに見てるのか少なめに見てるのかわかりませんが、ほんとに平面交差で大丈夫なんでしょうか。

(中村会長) はい、良い質問ですね。はい、じゃあ、町どうですか。

(道路課主任技師) 私どもの方で推計しましたデータでは、県道丸子中山茅ヶ崎線に関しては、現状が12,000台に対しまして、平成42年の推計値では、8,400台という予想になっております。

(中村会長) 減るんだよね、8,400台。

(道路課主任技師) 8,400台です。湘南台寒川線が開通することによりまして、減少するよと、そういう推計になっております。

(右城委員) 減るんですか。

(道路課主任技師) はい。

(中村会長) 減ることが、公式には言われています。

(右城委員) それと、もう一点。

(中村会長) ちょっと待って、今のを整理します。平成42年の推計値を持っていて、それをもとに、この湘南台寒川線って道路と丸子中山茅ヶ崎の道路の交差点の交通量の予測値は持っていて、それをもとに、平面交差のマニュアルってあるんですけども、計算すると、立体交差は作らなくても済むだろうという判断をしているとお答えしなきゃいけないんですけど、そういうお答えで良いんですか？そこまで言わなきゃいけない。

(右城委員) ただね、8,500台だから丸子中山茅ヶ崎線はいいですよ。だけど、できあがるころ18,000台あるわけでしょ。今現在12,000台で渋滞かかっているんですよ。それはどう考えますか。

(道路課長) 今回、計画している(仮称)湘南台寒川線が18,000台。丸子中山茅ヶ崎の方が、将来8,400台…

(右城委員) いやいや、将来はいいですよ。今12,500台あるわけでしょ。それがさらに18,000台来るわけですよ。これできあがるころに。そういう前提で作ってるわけでしょ？12,000台でも丸子中山茅ヶ崎線の交差点の中で、平面交差で渋滞がかかっているのに、18,000台来るその、これできあがるころですよ。平面交差で大丈夫ですかって言っているんです。

(中村会長) どうぞ。

(道路課長) 丸子中山茅ヶ崎の現況が12,600台ほどです、今。それが、将来。湘南台寒川線、あるいはさがみ縦貫が開通することによって、丸子中山茅ヶ崎の方が、8,400台に減ります、ということです。

(右城委員) そんなこと聞いているんじゃないですよ。全然違う。8千何百台に減ろうが減るまいが、今度できるやつが18,000台あるんでしょって言うの。想定しているんでしょ。

(道路課長) はい、そうです。

(右城委員) で、12,000台の今でも渋滞してるのに、18,000台で平面交差だったら、もっと渋滞しませんかって聞いてるんです。丸子中山茅ヶ崎線が8,500台になるから渋滞が解消されるかどうかなんていうのは問題にならないの？

(道路課主任技師) 平面交差となっておりますけど、湘南台寒川線の方が4車線、片側2車線になっておりますので、簡単に言いますと、丸子中山茅ヶ崎線の交通がそちらに流れてると。4車線と今の流れ…

(中村会長) これね、口頭で説明してもたぶん無理。十字路でしょ、十字路の交差点で、それぞれの方向から、どういう流入量があって、どう右左折があると。現在それに対してどんな混雑度があってというのをまず用意して、それに対して今度は4車線の道がこうくる、それから、遠藤の方も4車線ですよ。それで、4車線道路の中で信号でうまく処理するとどれくらいできるんだっていう数字があって、さらにそれは日交通量でなくて問題はピーク時だから、ピーク率の計算をしないといけない、その辺を全部説明しないと絶対ご理解いただけないと思います。だから、車線数と交差点の形状とピーク率、一日のうち、どれだけピークにくるかって動くので、たぶん計算されてるんだけど、その計算を見た方が良いですよ。それ以上はもう、私の専門なんでこれ以上言いませんけれども、やっぱり交差点、間違いなくね、交差点の懸念は絶対出ますよ、この話。その時に、現在はこうなっていて、こういうふうに数字が出る。それがこうなるんだっていうことは、まず車線数とかピーク率とか、そこまでデータ出していかないと町民の方は理解が難しいと思うんですね。ですから、付属資料として、常にこういう新しい道路、しかも追加でする道路が、今混雑が懸念されている道路とつながるって時には、資料を作る方がスジだと私は思いますので、次回に向けて、ぜひそういう資料は作って下さい。

(道路課長) わかりました。

(中村会長) という対応で良いですか？

(道路課長) はい。

(右城委員) もう一点ね。あ、すみません。

(中村会長) 今のに関連する？はい、じゃあ先に。

(右城委員) すみません。さっきサギコロニーと共存するって話だったですけど。ど

うやって共存するんですかね。

(中村会長) はい、どうぞ。答えて下さい。

(道路課長) これは、共存の方法というのは、これから懇談会の中で決めていく話なんですけど、以前、平成14年度のあたりにですね、実は一回こういう懇談会を設けております。日本野鳥の会とですね。その中で、共存する方法としては、サギコロニーに面する部分にシェルター等の囲いをつける、というような話が出ておりましたが、実際、結論は出ておりません。その時点で。ただ、今回もそういうような形で、例えば一番問題なのはサギが巣立ちをするというようなときに、車にぶつからないようにというのが一番問題だということをお話しされておりますので、その辺の対策をどうしていくのかというところを、懇談会の中で決めていこうと考えております。

(中村会長) ここで、藤井先生もおっしゃってましたけども、道路ってものとその生態、生物種のサギっていう、違う概念のものの共存っていう日本語は、たぶん適切じゃないんですね。人々の生活と動物の生活の共存っていうのは、同じところですよ。これは日本語の問題なんですけども、国語的にはあまり適切な表現じゃないと、たぶんいろんな方が思うような懸念があります。ですので、サギコロニーをいかにして守りながら、実際はたぶんおっしゃってる意味なんですけど、この道路の必要性はあります。その必要性を保ちながら、サギコロニーをいかに守るか程度の日本語にしておいた方が、まずは。

(道路課長) わかりました。

(中村会長) その上で中身についてご意見などどうでしょう。いいですか。

(右城委員) シェルター作って、騒音の問題とかいろんな問題で子ども、卵も産まなくなっちゃうとかですね、そういうことってないんでしょうかね。サギによく言いきかせるって、なかなか聞くもんじゃないですし。

(中村会長) では、現時点でおわりの範囲で。はい、どうぞ。

(道路課長) 私も何度か日本野鳥の会の方とお話をしたりですね、今回この座長にお願いしているのが日大の生物資源科学部の先生にお願いしているんですけど、その辺のちょっとお話を聞きますと、実際のインターチェンジございますよね、インターチェンジのこの丸の中にですね、サギコロニーがあつたりする事例もあつたりして、実際その、やってみないとわからないっていうところが正直なところ、思います。今回も

そのような形で、いろんな事例はあるんですけど、その辺を見ながら、どういう対策をとれるのかというところを、検討していきましょうというお話でいいのかなと思います。

(藤井(美)委員) これ、環境の保護団体の方、NPOは確か寒川はないんですよね。だから、あんまり反対団体っていうのは無いだろうと思うんですけど、そういう、地元からの反対運動とか懸念の声とあって、強くないんですかね。

(中村会長) はい。

(道路課長) 一応、寒川エコネットというところのメンバーの方も、懇談会のメンバーに入っています。ただ、これの、サギを保存しろとあっていう声はあまり大きく聞くことはございません。

(中村会長) はい、次、はいどうぞ。

(右城委員) 今のサギのコロニーの話を私ちょっと聞いたことあるんですけども、大変熱心な方に聞いて。何も、サギに対して道路とかそういうものが無くても、サギのコロニーはどっかいつちゃって、サギのコロニーがなくなっちゃうってこともあるんだそうですね。ですから、何がサギに対して良いのか悪いのかっていうのは、現状ではわからない、という話を聞きました。で、私は道路のことをほとんどわかりませんのでね、お聞きするんですけど、北インターチェンジの前に段ボールの会社がございましてね。この会社は移転するんですか、それとも移転するとしたら、何年頃に移転される予定なんですか。

(中村会長) はい、どうぞ。答えてください。

(都市建設部長) その会社につきましては、この線形でいきますと、道路に敷地の一部を提供すれば機能すると、会社自体がそのまま存続できるかっていうことになるんですが、ちょっと無理だというような想定のもとにですね、これは今後、この企業さんと、実際の、先ほどちょっとご説明させていただきました、県の方とですね、私どもの方で、その方策と一緒に考えていかなければいかんということです。企業さんには、若干のご説明をしてありますのでですね、情報提供をさせていただくと。今後はやはり、しっかり考えていかなければと。

(宇田川委員) まだ決まってないということですね。

(都市建設部長) まだ決まっておりません。

(右城委員) でも、タッチはしてるんでしょ。

(都市建設部長) はい、タッチはさせていただいております。やはり、町内企業さんを大事にしたいという前提もございます。なんとか町内にとどまれないかということもお話ししながらですね、方策をこれから練っていこうということになっております。

(中村会長) はい、どうぞ。

(木下委員) 言葉の問題で申し訳ないんですけども。3ページくらいに計画概要がございまして、幅員25m(予定)って書いてあるんですけど、これは、なんで予定ってなってるのかわからないんですけど。例えば、25m幅員でわきに擁壁があれば、さらにプラスアルファになるからということなのか、計画の内容として…計画幅員って大事なもののなので、25mかなと。あるいは場所によって擁壁とかで広がるところがあるんですが、計画決定としては25かと思うんですが。

あと、コントロールポイントの中で、これは3番ですけど、幹線町道との交差点はできる限り直角になるようにすると、次の町道もあるんですが、これは、私のイメージからすると直角にできたってくらいの、もし直角にすると、道路がどんどん曲がっていつちゃう。これ、一般的にはなかなかこうは言えなくて、ま、このケースですと幹線町道は直角にできたというイメージが私はするんですが。もしここを直角にしなきゃいけないとすると、幹線道路があちこち曲がっていつちゃうっていう。こんな感じがするんですが。

あと、最後のコントロール5ですが、サギコロニーもちょっと心配なんですけど、ここにはサギコロニーへの影響を避けるためと。これも、難しい表現で、避けるってなると、まあ、ある程度は離隔距離を置いたって書いてございますので、影響を低減するために離隔距離を置いたとか、その程度しか書くことができない。影響を避けたっていうと、たぶん工事ができなくなっちゃう。ということで、そんな気がいたします。すみません、言葉の問題で。

あともう一点だけすみません。環境実態調査の中で、当該地は軟弱地盤がだいたい2、30mと厚いんですが、私ども目久尻川の管理をしているときに、だいたい苦労してるんですが、環境実態調査項目としての、軟弱地盤システムの項目ってのは、特段いれられなかった理由は何かあるんですか。

(中村会長) えっと、前半の用語は直せばいいですよ、これはたぶん。問題ないかと。今の、軟弱地盤のところ、ちょっと答えてもらえますか。

(道路課長) 軟弱地盤っていうことは確かに事実だとは思いますが。環境実態調査の中での軟弱地盤、あえてその部分については入れておりません。基本的にですね、この地域、変な話、どこのルートを通っても地盤は良くないというのが正直なところでございます。いずれにせよ実施する前には土質調査なりなんなり行っていくと思いますので、あえてこの環境実態調査の中では入れておりませんでした。

(中村会長) 概略スケジュールで、都市計画決定後に地質調査って書いてありますから、そのところで地質力から、その中で地盤の軟らかさもみていただいて、それなりの対応はするというでいいんですかね。普通そうだろうと思います。

(道路課長) はい。地質調査、我々のですね、この辺、当然町内下水道工事等も行ってございまして、いくつかの橋の建設をしているときに、いくつか地質調査を行っているところもございまして。その辺の資料を見ながらですね、概算の事業費を出すときには利用しておりますので、実際のところは、事業実施のときには、正式にまた地質調査という形で行うと思います。

(中村会長) はい、わかりました。他にご質問ございますか。

(加藤委員) 次回は都市計画決定の時に審議会が開かれることになるのでしょうか。次回に向けてですね、ぜひ資料を提供していただきたいと思うんですけども、やはり説明会の資料とですね、それから公聴会でどういう意見の交換があったのか。それから、環境実態調査は、進んでるところまででけっこうですけども、どういう状況なのか。あと、地権者がどのくらいいらっしゃるのかとかですね、基本的なそういう、まあ、この計画わかるんですけども、地元の方々との関係ですね、について、もう少し明らかな資料をですね、ぜひご提供いただきたいと思いました。

(中村会長) これは、私も同じこと言おうと思ったんですけども、我々が審議して判断するに足る材料で、特に地域との関係、土地の所有権との関係、それから今色々おっしゃったものへの対応の関係、それから、意見交換した結果の確認、これはさっき先生がおっしゃったとおりですけども、この資料はぜひ、きちんと用意して下さい。事前には、閲覧できるタイミングで作業してほしいと思います。

(藤井(美)委員) 次、環境実態調査もわかったところまでは考慮していただきたい。

(中村会長) 環境実態調査も、当然ここまでできました、残りはこうですっていうこ

とおっしゃっていただいて。そうすれば、我々も安心すると思います。はい、その他ご質問ございますか。よろしいでしょうか。時間も過ぎちゃったんで、申し訳ないですけどよろしいでしょうか。そうしますと、報告ということでございますので、付帯議事はよろしいですか？終わらせていただきたいと思います。ご協力、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(都市建設部長) 会長、どうもありがとうございました。皆様方も、ご協力ありがとうございました。それでは、その他。3番のその他でございます。事務局からは特にございませぬ。皆様方、何かございましたら、よろしくお願いいいたします。無いようでしたら、本日予定しておりました内容につきましては以上で全て終了となります。閉会にあたりまして、古山副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくどうぞ、お願いいいたします。

(古山副会長) 今日は3時間10分というね、大変長い時間…ああ、2時間か。2時間10分というね、会議にしちゃ長いのかなという、そんな気もいたしますけども、色々ご意見がありました。また、中村先生、藤井先生、それから加藤先生、色々ご指導いただき、ありがとうございました。ここでですね、閉会をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

※この議事録は、文章形式に編集させていただいています。

資料

資料1 高度地区案スライド資料

資料2 (仮称) 湘南台寒川線スライド資料

議事録承認委員及び 議事録確定年月日	出席委員全員により承認 (平成24年 月 日確定)
-----------------------	------------------------------